

令和 4 年 4 月 1 日

東浦町立各小中学校長 様

東浦町教育委員会
教育長 庄子 亨
(公印省略)

大規模地震発生等における児童生徒の安全確保について (通知)

このことについて、下記のとおりとしますので、各学校におかれましては、教職員、児童生徒、保護者等への周知徹底についてよろしくお願いします。

記

- 1 児童生徒の登校前に震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は、「津波警報」または「大津波警報」が東浦町に発表されたときは、登校しないよう指導する。
- 2 児童生徒の登校途中に震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は、「津波警報」または「大津波警報」が東浦町に発表されたときは、速やかに家に戻るよう指導する。
但し、児童生徒が家に戻るよりも登校する方が安全と判断される場合は、登校する場合もある。登校してきた児童生徒については、3 による対応を行う。
- 3 授業中に震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は、「津波警報」または「大津波警報」が東浦町に発表されたときは、直ちに授業を打ち切る。
小学生は、保護者等への引き渡しを行う。中学生は、教職員が帰宅経路の安全を確認した上で、グループを編制して下校させる。
状況により、児童生徒を校内に待機させたり、集団で高台に避難させたりするなど、臨機応変に対応する。
- 4 児童生徒の下校途中に震度 5 弱以上の地震が発生したとき、又は、「津波警報」または「大津波警報」が東浦町に発表されたときは、速やかに下校するよう指導する。
但し、下校するよりも学校に戻る方が安全と判断される場合には、登校する場合もある。登校してきた児童生徒については、3 による対応を行う。
- 5 非常配備について別紙資料参照。

令和4年4月15日

保護者の皆様

東浦町立西部中学校
校長 鈴木 悟志

大規模地震発生等における児童(生徒)の安全確保について

震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、「津波警報」または「大津波警報」が東浦町に発表されたとき、学校は児童(生徒)の安全確保を第一に考えて下記のように対応します。保護者の皆様には、多大なご協力をお願いすることになりますが、よろしくお願いいたします。

記

1 登校前又は、登校途中の場合

- ① 登校しません。高台などの安全な場所へ避難します。
- ② 登校途中の場合、まず身体の安全を確保した上で、家に戻るか登校するか、より安全性の高い方を選択するよう指導します。
- ③ 児童(生徒)が登校してきたときには2の対応をします。
- ④ 児童(生徒)の在宅状況は連絡網等で確認します。

2 授業中の場合

- ① 直ちに、授業を中止します。
- ② (小学校は)保護者等への引き渡しを行います。保護者等の迎えがあるまでは、学校で児童を預かります。
(中学生は)教職員が帰宅経路の安全確認をした後、グループを編制して下校させます。
- ③ 状況により、児童(生徒)を校内に待機させたり、集団で高台に避難させたりするなど、臨機応変に対応します。

3 下校途中の場合

- ① 下校途中の場合、まず身体の安全を確保した上で、帰宅するか学校に戻るか、より安全性の高い方を選択するよう指導します。
- ② 児童(生徒)が学校に戻ってきたときには2の対応をします。
- ③ 児童(生徒)の在宅状況は連絡網等で確認します。